

環境社会配慮助言委員会 第119回 全体会合

日時 2020年12月7日（月） 14:00～16:32

場所 オンライン会議

（独）国際協力機構

助言委員

| | |
|--------|--|
| 阿部 直也 | 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授 |
| 石田 健一 | 元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教 |
| 奥村 重史 | 有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部 ディレクター |
| 小椋 健司 | 阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長 |
| 織田 由紀子 | JAWW（日本女性監視機構） 副代表 |
| 木口 由香 | 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長 |
| 源氏田 尚子 | 公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー |
| 作本 直行 | 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）顧問 |
| 柴田 裕希 | 東邦大学 理学部 准教授 |
| 島 健治 | 株式会社三井住友銀行 ホールセール統括部 サステナブルビジネス推進室 上席推進役 |
| 鋤柄 直純 | 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹 |
| 田辺 有輝 | 特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター |
| 寺原 譲治 | 城西国際大学 環境社会学部 学部長代行／教授 |
| 長谷川 弘 | 広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授 |
| 林 希一郎 | 名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授 |
| 原嶋 洋平 | 拓殖大学 国際学部 教授 |
| 日比 保史 | 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事 |
| 松本 悟 | 法政大学 国際文化学部 教授 |
| 山岡 暁 | 宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授 |
| 山崎 周 | 株式会社三菱UFJ銀行 ソリューションプロダクツ部 サステナブルビジネス室 室長 |
| 米田 久美子 | 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹 |

（敬称略、五十音順）

JICA

| | |
|--------|-------------------------|
| 中曽根 慎良 | 審査部 次長 |
| 加藤 健 | 審査部 環境社会配慮審査課 課長 |
| 小島 岳晴 | 審査部 環境社会配慮監理課 課長 |
| 篠田 孝信 | 南アジア部 南アジア第一課 企画役 |
| 福田 千尋 | 東南アジア・大洋州部 東南アジア第四課 企画役 |

○加藤 JICA審査部、加藤です。それでは、お時間となりましたので、始めさせていただきますと思います。

ただいまからJICA環境社会配慮助言委員会第119回の全体会合を始めたいと思います。

助言委員の皆様、本日はオンラインでご参集いただきまして、誠にありがとうございます。引き続き新型コロナの感染状況も拡大傾向にあり、厳しい状況にありまして、今回もこのような遠隔の形になってしまっておりますけれども、ご協力ありがとうございます。

毎度のこととなり恐れ入りますが、議事に入ります前にまずは遠隔の全体会合の実施に当たりまして注意事項を何点かお知らせしたいと思います。

全体会合では逐語議事録を作っております関係で、皆様、必ずマイクを使用してお発言いただくということをお願いいたします。ご発言されない間は必ずミュートにさせていただきます、発言される場合はマイクがついていることをご確認のうえでご発言いただければと思います。

2点目は、冒頭ご発言をされる際にはお名前をお名乗りいただきまして、そして、司会者から指名され次第ご発言いただくということをお願いいたします。また、どなたに対するご発言かも明確にさせていただいて、結論から端的に短くご発言いただきますと大変ありがたく思います。お名乗りいただいた際に、ほかの委員の方と声が重なった場合には、ほかの委員の発言中にまた発言を希望される場合も含めて、チャットにてご発言の希望の旨を書きいただきますと事務局でフォローできますので、円滑に議事を進行できるかと思います。事務局のほうでは常にチャットをフォローしております。

注意事項は以上となります。

それでは、本日の司会進行を原嶋委員長をお願い申し上げます。

○原嶋委員長 原嶋です。音声、入っていますでしょうか。

○加藤 はい。クリアに聞こえております。よろしく申し上げます。

○原嶋委員長 それでは、JICAの環境社会配慮助言委員会の第119回の全体会合を開催いたします。よろしく申し上げます。

本日は3名ご欠席でありますけれども、それ以外の委員の皆様、全てオンラインでの参加というふうになっております。また、本日、傍聴者はいらっしゃらないというふうに承知をしております。

それでは、早速議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、2番目のワーキンググループのスケジュール確認です。事務局からよろしく申し上げます。

○加藤 日程表をご覧くださいければと思います。

12月は今回の全体会合の後、今週11日金曜日にバングラデシュ国マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業のスコーピング案に関するワーキンググループが開催されますので、ご出席を担当のワーキンググループ委員の皆様はよろしくをお願いいたします。1月は、1月8日の金曜日に全体会合を予定しておりまして、その後、ワーキンググループはまだ具体的なプロジェクトは決まっておりますけれども、予定をされておりますので、皆様よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上です。

○原嶋委員長 それでは、ワーキンググループのスケジュール等について修正などご依頼ありましたら、別途メールで事務局のほうにお寄せいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

もし何か今のところでご発言ありましたら頂戴しますけれども、いかがでございましょうか。大丈夫でしょうか。もしご発言ありましたら声をかけてください。よろしいでしょうか。

それでは、再度確認ですけれども、日程につきましてもしご修正等のご依頼がありましたら、別途事務局のほうにメールでお寄せください。よろしく申し上げます。

続きまして、3番目でございます。ワーキンググループの会合報告と助言文書の確定ということで、本日1件予定をしております。インド国のベンガルルールメトロ建設事業でございます。本件につきましては、林副委員長に主査をお願いしておりますので、林副委員長からまずはご報告を頂戴したいと思います。林副委員長、よろしいでしょうか。

○林副委員長 ありがとうございます。聞こえていますでしょうか。

○原嶋委員長 はい。よく聞こえています。

○林副委員長 それでは、資料3ページからですが、インド国ベンガルルールメトロ建設事業フェーズ2ということで、11月27日にワーキングが開催されております。担当委員は石田委員、小椋委員、源氏田委員、作本委員、私ということで5名ということになります。画面の共有が消えちゃっていますけれども、いいでしょうか。

本件、3ページの資料には書いてはいないんですけれども、2Aと2B、6号線という3つの地下鉄が今回の対象の事業ということになっておりまして、その中で2Aと2Bの土木工事がADBとの協調融資、ここに書いてはいないんですけれども、6BのほうはEIB、AIIBとの共同事業というようなことで事業がいくつかのドナーとの共同の事業になっていると、そういう特徴があります。

それから、ここにもあまりまだ書いていないんですが、インド側でこれフェーズ2ということで、既にフェーズ1で行われているものに追加して行われているものであるのと、ほかのドナーとの協調融資でメインの土木工事の部分がほかのドナー担当ということで、全部をJICAが担当しているわけではないというような特徴があります。それについてワーキングで議論を行ったということでございます。ちょっと特徴的な感じの形の事業になっています。

助言としては次のページにいただいて、6件出ております。環境配慮ということで騒音について防音壁を設置しても現況に加えて3dB以上の超過がある場合に、レセプター側でコントラクターが防音工事を行うなど必要に応じて緩和策を講じるように申し入れるというような騒音に係るものが1件。

2件目は植林樹木の3年目はモニタリングをするということで、4年目以降どうするのかという話がありまして、4年目以降の生育状況を実施可能な範囲で確認し健全な成長が見込まれていることを継続してモニタリングするように実施機関に申し入れることということで、植林した木の写真とかホームページ上に出ているというようなところがあるんですけれども、モニタリングは4年目以降どうなるのかということが懸念されたということです。

3番目、駅舎及びデポから環境社会影響の有無を確認し、必要な場合には緩和策を実施するよう実施機関に申し入れることというものが3件目になります。

4件目は振動に関するものでありますが、インドでは振動基準が未整備のため、特に供用後の振動影響については十分確認を行い、必要な場合には緩和策を行うよう実施機関に申し入れることということが4件目であります。

次に社会配慮に移りまして、被影響住民の生計への影響が実際のどの程度回復しているのか、可能

な限り実施機関に確認することということが挙げられております。

最後の助言なんですけれども、環境社会面のモニタリング結果をJICAホームページで公開することを可能な限り実施機関と合意するように申し入れることということで、いくつかの文書はADBであったりいろんな機関のホームページに出ていたり、JICAとかでも文書が結構公開されているんですけども、モニタリング結果についてもできる限りできるように申し入れていただけたらというようなことが助言に挙げられてございます。

引き続き論点なんですけれども、先ほど少し最初のほうに説明したんですけれども、先行して進捗する事業にJICAが参画する場合の環境レビューの在り方についてということで、この事業のように複数のドナーが参画した協調融資等で事業が既に先行しているケースにおいて、JICAが後発的に支援に参画していく場合に、代替案の検討のところとか事業により影響を受ける弱者への対応、移転状況のモニタリング等々その他いろいろあるんですけれども、完了済みの環境社会配慮プロセスに追加的に対応することに一定の制約がある場合、環境社会配慮の質の向上に向けて助言委員会を含めてどのような役割を果たすことができるかについて、いろいろ意見交換がなされたということが論点の一つ目です。

2番目がCOVID-19の感染防止策についてということで、COVID-19対策について国家保健省による方針を受けて、実施機関はメトロの駅の入場や乗車人数制限、駅構内でのソーシャルディスタンス、座る位置の指定等の対策を行っており、工事中も必要な対策を取られることになっておりますけれども、拡大状況、その対応策は時々変化をするというものでありますので、そうした最新の状況を正確に学んで、換気やマスクの着用、密集を避ける等、公共交通機関で取るべき対策をしっかりと検討・実施することが安全な公共交通機関の運用に肝要ということで、そういう問題意識が示されたというところ、COVID-19の話が論点として挙げられております。

一応以上で助言と論点の説明なんですけど、私のほうからはとりあえず以上で説明を終わりたいと思います。

○原嶋委員長 音声、入っていますでしょうか。

○加藤 はい。聞こえております。

○原嶋委員長 ご報告どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明を頂戴した内容につきまして、まずはワーキンググループにご参加をいただきました石田委員、小椋委員、源氏田委員、作本委員、もし補足等ございましたらまずご発言いただきますけれども、いかがでしょうか。

繰り返しますけれども、ワーキンググループにご参加をいただきました石田委員、小椋委員、源氏田委員、作本委員、もし今のご説明に補足等ございましたらご発言を頂戴します。サインを送っていただけますか。

○作本委員 作本はありません。

○小椋委員 小椋もありません。

○石田委員 石田ですけれども、ございません。

○源氏田委員 源氏田も特にございません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今、林副委員長からご説明いただきました内容につきまして、ご質問等ございました

らご発言をいただきたいと思います。サインを送ってください。

○原嶋委員長 織田委員、お願いします。

○織田委員 質問なのですが、論点のところではCOVID-19の感染防止策について述べられていますが、これはどちらかという供用後のことのように聞こえますが、まだこれから準備したり、工事をしたりするときについてはあまり話しあわれなかったのでしょうか。疑問に思ったものですから、お尋ねいたします。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。林委員、今の点、いかがでしょうか。

○林副委員長 石田委員は今日参加されていますか。

○原嶋委員長 はい。参加されています。石田委員、聞こえますか。お願いします。

○石田委員 石田です。

では、林主査、私から申し上げてよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 石田委員からお願いします。

○石田委員 これは最初、私が助言に挙げたんですけれども、そもそもいただいた文書と、あと、ワーキンググループでのやり取りをJICA事務局側としながら確認できているのは、工事中についてはしっかりと対策が取られる予定であるということが書かれているし、JICA側さんもそう確認していただいたんですね。ただ、実際に供用、運用がなされてからのことについては、もう少しここはきちんと強調しておいたほうがいいと思ったものですから、このように書かせていただきました。

念のため申し上げますと、この論点を作っていく過程においてJICA事務局側からは、現在確認できている相手実施機関側がどのような対策を実際にやろうとしているかというところは、写真と共に委員側も確認できました。ただ、その中で一つ換気という項目がなかったんですね。それについては現地に行かれた篠田さんも確認ができなかったということなので、換気という項目は別途入れたりということはしていますが、結論を申しますと、要するに工事中は確認できているので、工事後、供用時のことについては論点に挙げさせていただいたという次第です。

石田からは以上です。

○原嶋委員長 織田委員、いかがでしょうか。

○織田委員 ありがとうございます。既に工事中のことは確認できているということがわかりましたので、これ以上は結構です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

ちょっと1点だけ、今の文章のところに「自国の公共交通機関」とありますけれども、この自国というのはインドのことを指すということでしょうか。林委員あるいは石田委員、ちょっと確認させてください。

「自国の公共交通機関」とありますけれども、この自国というのはインドを指しているということでしょうか。

○石田委員 インド国のことです。以上です。

○原嶋委員長 わかりました。

それでは、続きまして長谷川委員、聞こえますか。

○長谷川委員 長谷川です。

○原嶋委員長 お願いします。

○長谷川委員 ワーキンググループ担当の委員の方々、ご苦労さまでした。二つほど質問がありまして、一つ目は助言の1番ですね。騒音について現況に加え3dB以上の超過という非常に具体的な3dBという数字が挙げられているんですが、この数字にした根拠は何だったのかというのが一つ目の質問で、源氏田委員、お願いします。

それから、二つ目が2番の樹木の4年目以降の生育状況の実情ということで、これもまた具体的に4年目とあるんですが、これが4年目となったまた理由をお聞かせください。よろしくをお願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。まず、林委員、もし全体として何かコメントありましたらいただけますか。

○林副委員長 多分、個別の委員のほうがいいかなと思います。

○原嶋委員長 それでは、源氏田委員、お願いしていいですか。

○源氏田委員 ご質問ありがとうございます。

この地域ですが、建設が予定されている地域で騒音の測定をしたところ、ほとんどの地域で騒音の環境基準を超えているという状況でした。そうしたときに騒音環境基準を超えているところにさらにメトロを作るということで、どうしたらいいんだろうかということなのですが、そこで参照したのが世銀グループのIFCのEnvironmental, Health and Safety Guidelinesというのがございまして、この基準の中では既に騒音基準を超過しているところにおいては、プラスの超過を3dB以下に抑えること、そういう基準があるんですね。ということで既に環境基準をオーバーしているところで追加的に工事をしたり、その後供用したりして事業が実施される場合には3dB以下に抑えることというのが基準上盛り込まれていますので、この世銀の基準に従ったということです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

続きまして、石田委員、4年目以降という記述について補足説明をお願いしていいですか。

○石田委員 お答えします。

これについては、植林をしたと。10倍の樹木を植えるんですが、植林をした後3年目までは森林局が面倒を見るというか、モニタリングをして確認していくわけですね。4年目以降はその植林が植えられている、この場合は確か公園でしたかね、公園を管理している局が見ていくということだったんです。いただいた資料では、どのような管理をなされていくかはあまり明確ではなかったので、このような助言にさせていただきました。

石田からは以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。長谷川委員、いかがでしょうか。

○長谷川委員 よく理解できました。ありがとうございます。

一つ目の3dBというところもそういう背景かとわかったんですが、世銀がどうして3dBという数字にしたのか、自分なりにまた勉強してみたいと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

米田委員、聞こえますか。

○米田副委員長 聞こえます。

○原嶋委員長 お願いしてよろしいでしょうか。

○米田副委員長 ありがとうございます。論点の1点目についての質問です。1番最後に意見交換がなされたというまとめ方になっていて、一つの方向に向けた意見ではなくて、いろいろな意見が出たのかなと推察はするんですが、参考までに意見あるいはもしかして対立した意見の概要について何か教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 林委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○林副委員長 これ助言、例えば代替案とかなんですけれども、代替案が例えば検討されている文書というのが何か別文書とかでここでは検討されていますみたいな感じでいろんなところに点在をしていて、既にもう終わっているものについていろいろ助言のこの段階で言えることと言えないこと、言っても特に変わらないようなとか、そういうようなことが少し混在をしている感じがあったので、どこまで助言委員会の役割として、助言をすると相手に申し入れるのは終わっているという話とかも結構あったんですね。

そういうようなことが実際にどういう形で役割を果たすことができるかというのは少しちょっと難しかった点かなということで、反対したとかいうよりは、むしろそういう側面が難しいなというように、いろいろ代替案だけじゃなくて弱者対応とか移転状況とか、いろんなものに対してそういうような論点というか、そういう点が議論されたということになっております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかにワーキンググループにご参加いただいた石田委員、小椋委員、源氏田委員、作本委員、今の点、もし補足がありましたらご発言いただきたいと思います。

繰り返します。石田委員、小椋委員、源氏田委員、作本委員、もし今の林主査からのご説明で補足ありましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○作本委員 林主査のご説明でほぼ足りていると思いますけれども、ちょっと作本からも補足させていただきます。

今、代替案のご指摘があったんですが、例えば代替案は既にも中で住民移転の数比較によってルート選定を行うとか、そういうようなことがもう我々の考慮外になっているわけですね。我々の検討から外されていると。もうあらかじめインド政府の意向もあったんでしょうけれども、我々からこういう比較項目を入れてルート選定を行ったらということは後から言ったところで用立たなくなったというようなことがあります。

あと、EIAの報告書も各援助機関、ODAも国際機関でありますけれども、そういうようなところがそれぞれ作っていて、それを我々は後から検討するというようなことで、もう既に行われた調査その他についてどこまでJICAさんもタイトで、JICAさんも一応パスしなければという状況があるもので、どこまで既に作られたEIA報告書に対してコメントなり修正なり、あるいは希望なりを入れていっていいのかいろいろ迷ったということをちょっとご紹介しておいたほうがということであります。

あともう一つは、今回AIIBと、ここには出ておりませんが、いわゆる中国政府が作ったAIIBという国際援助機関がありますね。こちらのほうは世銀並みの援助、新しいESFに立った環境政策ですけれども、一部満たしているということは聞いておりますけれども、同じ足並みでほかのADB、JICAと並んで事業ができるのかどうかいろいろ不安があったと、そういうようなことがあります。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかのワーキンググループにご参加のほかの委員からご発言ありましたら頂戴しますが、いかがでしょうか。

○小椋委員 小椋は特にございません。

○原嶋委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○石田委員 石田ですけれども、特にございません。

○源氏田委員 源氏田も特にございません。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、米田委員、いかがでございましょうか。

○米田副委員長 ありがとうございます。皆様、いろいろありがとうございました。

おっしゃられていたような問題意識というか、難しいなということはほかの事業でも感じたりすることが時々ありますので、何かもう少しどうしたらいいのか、あるいは具体的に何ができるかみたいな提案がもしあればと思って伺ったんですけれども、やはり難しいものは難しいというところの結論なのかなと思いました。ありがとうございました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

私から2点ありまして、一つは細かい点で文章のところで、今のところで「助言委員会含めて」というところは「を」を入れるんでしょうね。そこに「を」は入れていただいたほうがいいと思います。それが1点。

あと2点目は加藤さんに伺ったほうがよろしいと思うんですけれども、協調融資ないしこういった事例の場合にJICAの側では口が出せない部分については、協調している側のドナーで環境社会配慮がJICA並みあるいは世銀並みに行われているかどうかというのは確認を取っているんでしょうか。とりわけAIIBのように新しくガイドラインを整備しているところについては、いろいろわからないことも多いと思うんですけれども、この点はいかがでしょう。

○加藤 ありがとうございます。

協調融資の案件における他機関のセーフガードポリシーに基づく確認については、本事業についてはギャップ分析をしています。お話のあったような協調融資案件や、また、仮に事業が先に先行している案件というのはあると思いますけれども、引き続きそうした案件についてもJICAはJICAガイドラインに照らして、その事業がガイドラインを遵守した形で進められているかということの確認を行います。そのプロセスにおいて助言委員の皆様からいただいた助言も含めて我々としては確認を行い、ガイドラインに耐え得る事業かどうかを確認していくということになります。

以上です。

○原嶋委員長 ちょっと今の点で深掘りして質問ですけれども、こういう場合にJICA側がJICAの基準に照らして、それに実質的に等しいようなセーフガードポリシーというか配慮がされているかどうか確認を取るということは、それはどこに出てくるんでしょうか。例えば我々が見ているところで言えば、ドラフトファイナルレポートみたいなところでそういったことがちゃんと明記されている形なんでしょうか。それとも、それ以外のところで審査部のほうで何かまとめているのか、そ

の適合している、適合していないということはどこで確認が取れるのでしょうか。

○加藤 案件によってそれぞれでありますけれども、例えば協力準備調査をやっているものであれば協力準備調査の中でギャップ分析をしていくところで確認ができますし、それ以外の場合には自分たちの手元でやっている場合もございますので、それぞれの案件によるものとなっています。以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして柴田委員、聞こえますか。

○柴田委員 聞こえます。

○原嶋委員長 お願いします。

○柴田委員 私も論点1のところであれば教えていただきたいなと思っていたんですが、今の議論の中でだいぶご説明いただきましたのでよくわかったんですけども、1点ワーキングでの議論でちょっとぜひ教えていただきたいのが、今回の案件について特にこういった既に先行している事業ゆえに何か判断が難しかったところというのは、代替案の話が一つ出てきたんですけども、例えば社会配慮のところ助言の5番なんかは、なかなか普段出ないような形の助言といいますか、既にどの程度回復しているのかを確認するというような形の助言になっているんですけども、こういったところで何か難しい議論があったのかどうか、もしあれば教えていただきたいというのと、もう1点、JICAの方にちょっと確認でこれも教えていただきたいんですけども、協調融資みたいなところで一つの事業が複数のパートに分かれて支援がなされるときに、事業のスコープが例えば物理的にこの地点からこの地点までというふうに分かれる場合は、その範囲の中でガイドラインの遵守というのを確認していくということになると思うんですけども、今回のように物理的な範囲でなくて時間的なタイミングで後からJICAが入ってきた場合というような場合は、プロセスを遡っても既に検討された部分まで含めてJICAガイドラインに適合しているかどうかというのを確認する必要があるという理解でよろしいかどうかちょっと教えていただければと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。今2点ありました。1点目は、まず助言の5番目ですね。この点につきましては、小椋委員、石田委員、もしありましたらお願いします。

○小椋委員 これはJICAさんが後から入られる立てつけでございますので、まずJICAガイドライン、これは世銀基準なんですけど、そのガイドラインに沿った形で生計回復がなされているのかどうかというものをトラッキングするということか、確認をしていただきたい。そういう意味で助言に加えております。その前に私が個人的に感じたのは、特にメトロのような公共交通機関ですと、特に駅周辺ですね、都市計画決定（あるいは路線の線形の決定）がなされると途端に土地価格が高騰して、移転対象住民は従前にお住いの近傍で移転地が買えなくて、従前地で生計回復が難しくなることを懸念しています。開発利益を含まない評価額では、従前地から離れた場所じゃないと移転地が買えないんじゃないのかという懸念から、後追いで事業に入ることもあって、このような助言をさせていただきました。

石田委員、もし補足ございましたらお願いいたします。JICAさんの事務局側からもお願いをいたします。

小椋からは以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。石田委員、ありますか。

○石田委員 私は具体的に事前質問のところで学校がいくつか完全にデモリッシュというか壊されてしまうことがあるので、その場合、学校の受益者である生徒の人たちはどうなのですかと、意見を聞いてくれたんですかと聞いたら、それは既にもう担当する機関が適切にプロセスを進めたという回答をいただいたんですね。

要するにその部分はJICAの事業じゃないので、そういうことをJICAが調べていただいて書かれたということなんですが、でも、それだとやっぱりギャップアナリシスをしたりデューディリジェンスといろいろ載せていただいても、そこに書かれていることに対してこちらとして気になる点を確認しようにも、もう終わってしまったことで確認のしようがないんですね。例えば受益者を尊重するとか弱者に対する姿勢というものは、いわゆる大項目の点では各機関は共通していますけれども、実際の実施状況はかなり違うはずなんです。だからこそそういう質問をしたんですが、でも、終わってしまったものに対して質問しても仕方がないし、JICAとしてもその報告書を探していただいて、こちらに答えていただくことしかできないというのは重々承知しています。だからこそそのあたりはとても気になっていると、私の問題意識はそのあたりです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

1点確認させてください。5番目の助言について、これは今の対象になっているのはフェーズ2ですけれども、これはフェーズ1の事業の結果を確認するということなのか、当該フェーズ2で既に行われているものを確認するということなのか、ちょっとそのあたりの時間軸がちょっとわからないんですけれども、これはどちらでしょうか。小椋委員でしょうか、石田委員でしょうか、もしお答えいただければお願いします。

○小椋委員 本件でのワーキング、フェーズ2は、二路線あったと思うんですが、その二つのRAPを私は読んで意識してこの助言にしましたので、この助言だけを読めば全てのプロジェクトというようなスコーピングにも取られる可能性はございますが、一応本件のワーキングで取り扱ったものという包括的なスコーピングを意識しております。

○原嶋委員長 ということは、これはもう既にかなりその部分だけ進行しているということですか。

○小椋委員 JICAさんのご説明では、既に住民移転は進んでいて、篠田さんのご説明では、住民移転地にも行かれたというご説明を冒頭にいただいたので、それを審査の段階でどこまで生計回復したのかフォローアップしてくださいというような意味合いを持たせているつもりです。

○原嶋委員長 ありがとうございます。篠田さん、聞こえますか。

○篠田 南アジア一課、篠田です。聞こえます。

○原嶋委員長 ちょっと時間軸が多分わかりにくくなっていて、これはフェーズ2であれば、実はもう終わったことを我々は助言しているということですか。すみません。

○篠田 整理してご説明いたしますと、本件、2A、2B、Reach6という3つの路線を支援しております、それぞれ2A、2BについてはADB、Reach6という6号線についてはEIB、AIIBの協調融資になってございます。その中で全路線で用地取得、住民移転が発生するんですけれども、既に用地取得及び補償の合意がほぼ100%で合意されております。確か2A、2Bについては100%、6号線については99.95%で一応合意をしております。

そして、補償金等についても既に支払いが始まっておりまして、あと、そのほかにも商業的移転

というの発生しますが、既に移転が終わっていたりとかいうところがほとんどになってございます。そのような中で、基本的には例えば生計回復が必要なほど現段階において何かちょっと負の影響が出ているというところは確認されておりません。ただ、もちろん今モニタリング中ということになりますので、そのモニタリングを継続して実施していくということになります。

そして、委員のほうからはそのモニタリングレポートのようなもので、いわゆるDDRというもので、先ほど柴田委員からもご説明いただきましたけれども、過去を遡って現況がどうなっているのかというあたりを取りまとめたレポートを今回ワーキンググループにご提出しているんですけども、そのようなものを見ていただいて、JICAとしては特段問題ないというふうにはなっておるんですが、様々な問題意識からその後の状況をしっかり確認するようというふうなご助言をいただいているということでございます。

ですので、スコープとしましては、我々がこれからスコープとする2A、2B、6号線というところの事業の環境社会影響というところをスコープにいたしまして、その部分のモニタリングをしっかりとしていくというふうに認識してございますし、実施機関に申し入れるということを考えてございます。

以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。ということは、住民移転がもう終わった後に助言委員会を開いているという印象を受けますけれども、今の点は多分柴田委員の2番目の質問にも関係すると思うんですけども、2番目の質問について、これはどなたでしょうか。加藤さんでよろしいのでしょうか。

○加藤 柴田委員からご質問いただいた時間的タイミングのずれがある場合にどのように捉えるかということですが、時間的タイミングいかにかわらず、本事業としての範囲をどこに定めるかということが重要です。本事業の範囲についてはまさに今説明を申し上げたような2A、2B、Reach6ということですので、それらのプロジェクトにおいてトンネル等の土木部分が進んでいるところはプロジェクトの一部ということで、我々としては環境レビューを行っているということになります。お答えになっておりますでしょうか。

○原嶋委員長 柴田委員、いかがですか。柴田委員、聞こえますか。

○柴田委員 承知いたしました。具体的なところもご説明いただき、よくわかりました。ありがとうございます。やはり時間的に後から入る場合であっても、事業のスコープがやはりガイドラインの遵守の判断の要件の対象になるということで理解いたしました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。いずれにしろ、この件につきましては、印象としては住民移転がおおむね片がついた後にJICAの環境社会配慮ガイドラインの手続が始まったかのような印象を受けるので、その取り扱いというのは注意が必要だという印象ですが、続きまして、寺原委員ですね。ご質問、よろしいでしょうか。寺原委員、聞こえますか。

○寺原委員 寺原です。

助言のほうで2点ほど細かいことを申し上げさせていただきます。

まずは1番の3dBのdBの単位なんですけれども、Bのほうは大文字でお願いします。それが1点ということです。

2点目は助言の6番目で、環境社会面のモニタリング結果をJICAホームページ上で公開することを

可能な限り実施機関と合意するよう申し入れること、これは結局モニタリング結果をJICAのホームページで公開するかしないかということで、今のところ公開しないということにもう既になっているのでしょうか。それと、「可能な限り実施機関と合意するよう申し入れること」は、非常に文章としては婉曲的過ぎるというか、「公開することを実施機関に申し入れること」でいいのではないのでしょうかという2点でございます。

以上です。

○原嶋委員長 まず、単位の表記、3dBの表記についてはご指示どおりということでお願いします。あと、2番目のモニタリングの件ですね。これはどなたがよろしいのでしょうか。篠田さんでよろしいのでしょうか。

○篠田 寺原委員、ご質問ありがとうございます。こちらはモニタリング結果について、インドは基本的にモニタリング結果をホームページで公開することを合意することが多いので、何かこれで今揉めているということではございません。他方でJICAガイドライン上は、モニタリング結果はマストで公開するというにはなっていないで、これはモニタリング結果が国によっては非常にプライバシーだとかいろんなもの問題で、どうしても公開できない国があるので、そのような形になっているというふうに理解してございます。ですので、ちょっとそこを捉まえたことによって、この「可能な限り」というのを入れさせていただいたんですけれども、今、委員にご指摘いただきましたとおり外してしまっても問題ないかというふうに思いますので、「公開することを実施機関に合意するよう申し入れること」ということにさせていただこうと思います。

そして、現段階におきましては、まだこれは助言確定はもちろんされていませんし、助言委員会前だったということもありまして、審査等は行っておりませんので、審査時にやはりここはしっかりと先方と協議して決定する事項になってございますので、この後、この助言も踏まえて先方機関に申し入れて、できれば合意をするようにほかの機関もあとはフェーズ1でも確か公開していたかと思うんですけれども、同じような形で公開してもらえるように働きかけたいというふうに思っております。

以上でございます。

○原嶋委員長 林主査、今の6番目の助言について「可能な限り」という文言を削除するというご提案で、JICA側も受け入れるということですが、いかがでしょうか。

○林副委員長 私のほうは問題ありません。

○原嶋委員長 ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。ほかにワーキンググループでご参加の委員の皆様、今6番目の表記の「可能な限り」という婉曲な表現を削除するということですが、特に異論がなければ……

○作本委員 すみません、作本ですが、これも林主査と一緒に表現させていただいた内容ですが、この「可能な限り」というのはやはり相手国の人権尊重の考え方があるだろうということで、あまりこの部分で押しついたら良くないんじゃないかと。もちろん我々からすれば公開してもらうのが当然なのでありますし、JICAさんも公開するよう申し入れるようなことは実際やっていたんですけれども、ただ、こういう助言の中にこの公開を申し入れるという文章にすることによって、インド政府側は日本の我々の助言委員会あるいはスタンスが公開のほうを希望している、期待しているというふうなことを伝えるいい手段じゃないかということで若干「可能な限り」という婉曲な表現、

これは取っていただいても結構ですけれども、入れながらこういう文章を入れていただいたという私自身の希望があります。

以上です。

○原嶋委員長 作本委員、表現としてやや回りくどい面がありますので、削除ということで皆様におむねご理解いただいていますけれども、よろしいでしょうか。

○作本委員 結構です。それは問題ありません。

○原嶋委員長 それでは、もう1度確認ですけれども、林主査、よろしいでしょうか。

○林副委員長 結構です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今の点で寺原委員、よろしいでしょうか。寺原委員、聞こえますか。

○寺原委員 対応いただき、ありがとうございました。結構です。終わります。

○原嶋委員長 それでは、今2点ですね。1番目の表記と6番目の表現について若干の修正あるいは削除ということで皆様にご了解いただいたということで了解いただきました。

ほかにございますでしょうか。

○林副委員長 林ですけれども。

○原嶋委員長 どうぞお願いします。

○林副委員長 助言とはちょっと関係ないんですけれども、今日資料として配っていただいた案件概要説明の資料、これはずっと前に多分配られたものと同じなのかなと思うんですが、その中の例えば5ページとかにJICAの加藤さんか何かのコメントとかが載ったままになっちゃっているんですけれども、これはいいんでしょうか。これは助言委員会に出たものは全部公開されるんですよね、確か。

○原嶋委員長 事務局側、確認をお願いします。今の点、ちょっと今こちらでは確認が取れないんですけれども。

○加藤 すみません。大変失礼しました。コメントが入ってしまっているようですので、削除してお配りしたいと思います。ありがとうございました。

○原嶋委員長 林委員、よろしいでしょうか。

○林副委員長 結構です。

○原嶋委員長 それでは、ほかにご意見がなければ助言文書については確定をしたいと思いますけれども、もう1度確認いたしますけれども、1番目の表記と6番目の表記について若干修正したうえで助言文として確定すると。あと、論点についてはちょっと「を」入れるというのがありますけれども、そこも直したうえでこの二つは確定をさせていただきたいと思いたすけれども、いかがでございましょうか。もしご発言ありましたら挙手ないしサインを送っていただきたいと思いたす。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、今の修正のうえで助言文と論点を確定させていただきたいと思いたす。

あと、指摘事項について、これは篠田さん、ご説明いただけますか。よろしいでしょうか。確認済み・指摘事項が添付されておりますけれども、これについては何か補足で助言文を確定したうえで何かご説明を頂戴したほうがよろしいでしょうか。

○篠田 助言確定をいただきまして、ありがとうございます。環境レビュー方針につきましては、

特段こちらから追記なり追加でご説明することはございませんが、右側のほうですね、追加確認事項というところに今助言確定いただきました助言を追記いたしまして、審査で先方実施機関に確認したり申し入れたりすることを考えてございます。

以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今の環境レビュー方針の原案のようなものが添付されておりますけれども、これにつきましても今確認あるいは質問がありましたら頂戴いたしますけれども、委員の皆様、いかがでございましょうか。1ページから合計17ページでございます。これに今回確定した助言を盛り込んだ形で進めていくということですが、もしご質問ありましたら頂戴します。

米田委員、お願いします。

○米田副委員長 すみません、細かいことです。10ページの自然環境の部分で（1）保護区、ページの1番下ですね。（1）保護区のところです。2点あります。

一つはIUCNレッドリストのCR、ENという表現の中で動物という言葉が使われているんですが、これは多分哺乳類の意味で使っておられるんだと思うんですが、ちょっと動物という表現は不適切かな、曖昧かなと思いますので、相手に正しく意図が伝わればいいんですが、多分哺乳類かなと思いました。

あと、その後の次の行の括弧の中に参考資料3.1というのがあるんですが、下から2行目ですね。ページの1番下から2行目のところの括弧の中に参考資料3.1というのがあるんですが、これは何なのかと。環境レビュー方針に参考資料がつくという意味なのか、そこをちょっと確認したいと思いました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。ほかに今の資料につきまして続けてコメントありましたら頂戴いたしますけれども、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

今の点、篠田さんに伺ってよろしいでしょうか。

○篠田 米田委員、ご質問と訂正をありがとうございます。動物は哺乳類という形で訂正させていただきたいと思います。また、この参考資料3.1は、すみません、多分私どもがこれを作っているときに適宜参照していたものになりますので、特段この環境レビュー方針に添付するものではございませんので、削除させていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 篠田さん、この資料は確定した助言文を加えた形でリバイスして、また助言委員会には何かの形でご提出いただく機会はあるんでしょうか。

○篠田 最終的にきれいに清書したものを助言委員会資料として公開することになります。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかに今ございますでしょうか。

どうぞ鋤柄委員、お願いします。鋤柄委員、聞こえますか。

○鋤柄委員 すみません、細かいことですが、6ページ目に環境管理等の実施体制という図が出ています。この実施体制の中でJICAはどういう立場になるのかを教えていただければと思います。ADBからの定期的なご報告ですとか協議の場というようなものが設定されると、そういう理解でよ

ろしいでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 JICA側、お願いします。

○篠田 鋤柄委員、ありがとうございます。ここは2A、2Bの実施体制を説明したものを図示してございます。ですので、ADBがファイナンスになりますので、入ってございますが、JICAの場合は2A、2B、また、6号線に関連する車両ですとか信号を供与するということ、調達するということになります。ですので、立場としては、もし書くとしたら、この実施機関がBMRCL、これはベンガルルールメトロ公社なんですけれども、そことあとMOHUA、これは省庁の名前でございますが、住宅都市省というところですが、そこにADBとは逆側に線を引っ張ってJICAという形で彼ら自身から報告が来るといような体制になります。

○原嶋委員長 鋤柄委員、いかがでしょうか。

○鋤柄委員 わかりました。ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、篠田さん、機会があれば直してください。お願いします。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一応助言文と論点について、助言文について確定させていただいたうえで、今環境レビュー方針の原案のような形のものについていくつかコメントを頂戴しましたので、ご指示に従いまして、またJICAでは修正をお願いします。

それでは、本件をまとめまして何かご発言ありましたら今頂戴いたしますけれども、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○篠田 今いろいろありました修正等は反映させるようにいたします。それで、私のほうで先ほど申し上げたJICAのスコップですけれども、車両というふうに申し上げましたけれども、車両も入っているんですが、環境レビュー方針の2ページ目のところで車両が入っていないような書きぶりになっておりますので、こちらのほうは修正したうえでまた公開するようにいたしますので、この点、1点つけ加えさせていただきます。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、この件はここで最後になりますけれども、もしご発言ございましたら頂戴いたしますけれども、よろしいでしょうか。

いずれにしろ、今後こういう形で複数ドナーが関与する協調融資の形というものも出てまいりますので、ご注意をいただきたい点もあろうかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

特になければ本件はここで終了させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、一応本件はここで終了させていただきます。林主査、どうもありがとうございました。

○林副委員長 ありがとうございます。

○原嶋委員長 篠田さんもどうもありがとうございました。

続きまして、加藤さん、どういう状況かちょっとわからないんですけれども、換気をしたほうがよろしいのでしょうか。

○加藤 5分ほど換気の時間をいただければと思います。

○原嶋委員長 それでは、今感染もいろいろ大変な時期ですので、換気の間ということなので5分ということで、3時を目途に再開します。休憩させていただきます。よろしくをお願いします。

14:55 休憩

15:00 再開

○原嶋委員長 それでは、時間になりましたので、再開をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第4番目になります。環境レビュー方針の報告ということで、ミャンマー国のチャウセ・ガスコンバインドサイクル火力の事業でございます。ご担当の方、準備ができましたらご説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○福田 ありがとうございます。JICA東南アジア四課の福田と申します。

そうしましたら、画面のほうに助言対応結果が表示されているかと思いますが、まず簡単に改めて案件の概要をご説明させていただきますと、ミャンマー北部のマンダレーの管区チャウセ市において300MW級のガスコンバインドサイクル発電所と関連施設を建設する事業になります。発電所の建設と併せまして、送電設備でしたりガスパイプライン、水パイプラインあるいは取水施設というものを建設する内容になります。実施機関はミャンマーの電力・エネルギー省発電公社、これから説明する資料の中にEPGEという表現が多く出てくるかと思いますが、実施機関になります。

スケジュールとしましては、まだ審査のタイミングは確定ではないですが、早ければ年明けにも審査を想定されておりまして、ドラフトファイナルレポートに対して助言をいただいておりますので、今回それへの対応結果あるいは環境レビュー方針についてご説明をさせていただければと思います。

資料のほうの助言対応結果のペーパーに移りまして、1番目のほうから簡単に読み上げさせていただきますと、助言委員会からの助言におきまして、本事業において水パイプラインを敷設するわけなんです、その一部がancient city area in heritage zoneに敷設されるということで、この地域の状況及び規制の有無について協力準備調査のファイナルレポートに記述するとともに、JICAの環境社会配慮ガイドライン適合性について説明することという助言をいただいております。

助言いただきましたとおり、遺跡を通過する地域の状況ですとか現地で適用される規制の有無等々についてファイナルレポートに追記しております。また、JICAガイドラインでは、文化遺産保護のために特に指定した地域を政府が法令等により特に指定した地域としておりますが、当該地域、本事業の地域はここで定める指定地域には該当しておりませんので、JICAガイドラインに適合した事業である旨をファイナルレポートに追記しております。後ほど環境レビュー方針のペーパーでもまた補足させていただきます。

二つ目の助言につきまして、こちらは乾季のベースライン調査が雨季から乾季の移行期に実施されているということで、大気・水質・動植物調査等、関連分析結果への調査時期の影響の有無を確認し、その結果をファイナルレポートに記述すること。その結果、必要があれば事業実施段階、詳細設計段階で乾季のベースライン調査を追加的に行うということファイナルレポートに記述することという助言をいただいております。

若干長くなりますが、ご説明させていただきますと、季節性が現れやすい項目について季節別の調査を計画して実施しましたが、乾季のベースライン調査実施時期が雨季から乾季への移行期にあった旨、ファイナルレポートに明確に追記するとともに、調査時期が移行期であったことを踏まえて、気象、大気質、水質、動植物の調査結果について季節性が適切に把握されているかということ

で改めてデータを再検証しております。

以下、それぞれの項目について季節性が適切に把握されているかということの確認結果を記載しておりますが、まず気象につきましては、乾季として調査した10月の風向き、風速などの気象データは、乾季の季節性を表していますということで、調査結果を乾季のデータとして利用できるというふうに判断しております。

大気質につきましては、調査結果から季節の差というものが見られませんでした。その要因として大気質に影響を与える風向き、風速は季節性を捉えられることから、この結果は季節性を捉えられていなかったということではなくて、計画地周辺の汚染物質の排出自体が通年で少ないため測定可能な範囲で差が見られなかったためというふうに考えております。

水質につきましては、調査結果から季節変動は見られませんでした。これにつきましても分析結果としましては、季節性を捉えられなかったということではなくて、河川への汚染物質の排出自体が通年で少ないため測定可能な範囲で差が見られなかったこと、これに加えて上流にある発電ダムの放流水により、乾季においても一定の流量が保たれるということから、水質には季節性が生じていないために季節性が見られなかったというふうに分析をしております。

動植物につきましては、文献で確認済みの雨季・乾季に出現する動植物が調査でも確認されているということから、それぞれの特性を捉えられていると判断しております。これらの結果をファイナルレポートに追記しております。

上記の結果から季節性の考えられる項目についての環境の現況を把握されており、詳細設計段階で乾季のベースライン調査を追加的に実施する必要はないというふうに考えております。

3つ目の助言につきまして、こちらについては道路沿いの巨木についていまだ生態的、社会的、文化的な価値は不明であり、地域の人々によって利用されている可能性が想定されるため、極力伐採は避けるということに加えて、詳細設計段階で生態系の調査に加えて住民へのインタビューを行うことで巨木の価値と利用状況を明らかにして、それでも伐採せざるを得ないという場合には、住民に丁寧に説明して合意形成を行うこと。かつ伐採を行う場合は十分な緩和策を講じることという助言をいただいております。

これらいただいた助言につきましては、ファイナルレポートに追記しております。後ほど環境レビュー方針でもご説明いたしますが、審査において改めて実施機関と確認をしたいというふうに考えております。

「なお」以下1点補足を入れておりますが、現時点では実施機関からは巨木の伐採は避ける方向でルートを選定していること、また、開催済みの住民協議においては住民から樹木の伐採可能性について異論は出ていないという説明は受けておりますという点を補足として記載しております。

4点目のいただいた助言がガスと水のパイプラインの地下敷設と配電線の架設に伴う土地利用制限が生じた場合の当該土地所有者に対する補償の実施について、JICAガイドラインの趣旨に適合した対応を取ること。あわせて当該土地所有者に補償の内容について適切に情報提供を行って合意形成に努めることという助言をいただいております。

こちらについても後ほどレビュー方針でも補足させていただきますが、現地ミャンマーの法律を踏まえて、JICAガイドラインの趣旨である生活水準や収入機会の損失補填に適合した対応を取っているというふうに考えております。実施段階で詳細設計等の段階でパイプラインの通過位置を正

確に決定する際に、補償の内容について改めて住民に情報提供を行って、合意形成に努めるということを考えておりました、ファイナルレポートにも追記をしておりますし、審査においても改めて実施機関と合意をしたいというふうに考えております。

5点目、ミンゲ川において家庭内の消費を目的とした小規模な漁業への影響評価を行い、必要に応じて対策を構築するため、可能な範囲で追加調査を行うこと、また、その結果をファイナルレポートに記述することという助言をいただいております、対応としましては、家庭内の消費を目的とした小規模な漁業について、実態について現地で村長への聞き取り調査を実施しております。主に魚類の減少と物理的な阻害の観点から影響評価を行い、1点目の魚類の減少につきましては、水質への影響が小さいということから水域生態系への影響は小さく、魚類への影響も小さいという回答が得られております。

2点目の物理的阻害による影響につきましても、取水施設以外の場所からも川にアクセスが可能であって、また、取水施設以外の場所でも河川内で刺網や投網といった従来の漁獲方法で魚は捕れるという回答を得られておりますので、影響も小さいというふうに分析をしております、これらの結果をファイナルレポートにも追加しております。

以上が助言対応結果になりまして、環境レビュー方針につきまして簡単にこの助言がどこに反映されているかという点についてご説明をさせていただきますと、3ページ目にファイナルレポートの助言、ドラフトファイナルレポートの助言1と記載をしておりますが、こちらは後ほど最後でご説明したほうがわかりやすいと思いますので飛ばさせていただきます、5ページ目の下のところに汚染対策で全般事項②として調査実施時期という記載がありまして、こちらに先ほど季節性をちゃんと調査で捉えられているのかということの確認結果を記載しております。また、季節性が捉えられているために詳細設計段階で改めて乾季のベースライン調査を追加的に実施する必要はないと判断しましたということに記載しております。

それで、7ページ目の(3)の自然環境のところの2)の生態系のところの巨木の話に記載しております、現時点でもなるべく巨木を回避することですとか、現時点で住民説明の結果、住民から反対は出ていないということを実施機関、EPGE経由では確認しておりますが、右側の追加確認事項にも記載をしておりますが、改めてミャンマー政府のほうから仮に巨木を伐採する必要が出てくる場合には、丁寧にその前に事前に住民向けに説明を行うことですとか、あるいはその場合の植生の有無ですとか、そういうことについてもミャンマー側に確認をしたいということで記載しております。

それで、9ページ目のところの4)に補償方針という記載があります。こちらに先ほどの助言の4)に関する追加の確認事項を記載しております。これまで調査において現地の法規制がどうなっているかですとか、JICAガイドラインとの関係等々について整理・検討のうえで補償方針を左側の表、ちょっと表示上はあれですが、表に記載のとおり整理をしております、改めて審査においてはミャンマー政府に対して補償の水準が一時的に被る生計損失等々の負の影響を補える補償内容かどうかということを再確認したりですとか、あるいは詳細設計段階でパイプラインのルートが確定した際には、補償内容と支援策について実際に対象となる被影響住民に対して情報提供・共有を行って、合意形成に努めるということに対して実施機関に申し入れを行いたい、合意をしたいというふうに考えております。

最後の助言の5につきましては、先ほどは飛ばしましたが、11ページ目の7)の文化遺産、失礼しました、助言1のところに詳細を記載しておりまして、ここに記載されていますとおり水パイプラインが通過する遺跡の地域というのは、地下を含めて発掘調査が実施されている場所ではなくて、国際的に文化遺産の保護の重要性が認められる地域にも該当しておらず、現地で今回の開発行為に適用される規制はないということではありますが、今回の事業を実施するに当たってミャンマー政府の文化庁のほうからパイプラインの埋設方法について指示が下に画面の①から⑥に記載されているような指示が出ております。

実施機関のほうでは、右側の審査での追加確認事項に記載をしておりますが、Planning Considerations for Pipeline Installation in Heritage Zoneというものを作成しているのですが、これについて最新版が改めてミャンマー文化庁の承認時の条件が反映されているかということを確認し、もし反映されていない部分があれば追加的な対応、改定を求めていきたいというふうに考えておりますし、実施段階でもミャンマー文化庁から示されている条件を遵守するようにミャンマー実施機関と合意をしたいというふうに考えております。

助言の5につきましては、レビュー方針でいうところの最後の13ページ目の13)のところに記載をしておりますが、こちらについては追加的な確認事項はないということで、左側の表、確認済み事項にのみ記載をしております。

冒頭、JICAからの説明は以上になります。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明をいただきました助言の対応、そして、環境レビュー方針につきましてご質問あるいはコメントがございましたらご発言をいただきたいと思います。サインを送っていただけますでしょうか。

まず、山岡委員、お願いします。山岡委員、聞こえますか。

○山岡委員 山岡です。聞こえますでしょうか。

○原嶋委員長 はい。聞こえます。

○山岡委員 ちょっと今さらながらというような質問になるかもしれませんが、基本的な計画のところでの質問です。今IPPのガスエンジンの発電をしていて、そのガスをこの発電所ができたなら供用、そのガスをこちらに回すというふうにご説明されているわけですがけれども、もともとこのIPPは一時的な発電という位置づけだと思います。このガスパイプラインのこれも中国が主体的に建設したというガスパイプラインで、供給が主に中国側に行っていると思うんですが、その一部をミャンマー側で使うというような、こういう計画だと思います。

申し上げたいのは、確かに今使っているIPPのガスをこのコンバインドサイクルに使うということは合意されているということなんですけれども、長期的にそれだけのガス供給というのが保障されているのかどうかという質問です。どうしてもミャンマーの場合、電力が足りないものですから、特に乾季の一時的な対応でかなりガス発電しているわけですし、一時的な対応ということではわかるんですが、やはりこれだけのものを作るとなると、長期的なガスの供給の保障というのが重要になってくると思うんですが、そこは確保されているんでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。今の点、福田さんですか、いかがでございましょうか。

○福田 ご質問ありがとうございます。まさにミャンマーのガス火力発電事業はガス供給をどう確保するかというのが毎回重要な論点でして、このチャウセに供給されるガスはおっしゃるとおり中国だけがお金を入れているわけではないですが、チャオピューのほうで取れたガス田、それをパイプラインが中国の雲南・昆明のほうにつながっていて、その途中のマンダレーでガスを取る部分があって、ミャンマーでは2割、中国に残り8割が流れるという長期的な契約になっているというものです。それに基づいて当面は確保可能ではあるんですが、当然ながら20年、30年、そもそも一つのガス田から未来永劫ガスが取れるわけでもありませんので、中長期的にミャンマー政府として責任を持ってチャウセの今回整備する発電所に対してガスを供給するという事についてミャンマー側に求めておりました。ミャンマー政府の中でも今のガス田からガスの供給が減ったとしても、ガスを輸入するのですとか、あるいはミャンマー国内で新たにガスの開発計画が進んでおりますので、そこで取れたガスをアロケーションするなりということを行うということでミャンマー政府と話をしているところになります。

以上です。

○山岡委員 ありがとうございます。一応長期的にある程度保障されているということで理解いたしました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

福田さん、ちなみに本事業といいますか、本施設の想定に対応期間年数というのはどれぐらいを考えていますか。ガスそのものは現状、二、三十年という当面ですけれども、ハードはどれぐらいの耐用年数を想定したものなのでしょうか。

○福田 30年で想定しています。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

続きまして、米田委員、聞こえますか。お願いします。

○米田副委員長 3点あります。ちょっと長くなるかもしれませんが、申しわけありません。

まず1点目が助言に関する部分で、助言対応のほうで丁寧にご回答いただいたんですが、調査時期についてですね。ちょっと回答のほうでまだあまり納得できない部分があるので、発言させていただきます。

おっしゃることはわからなくもないんですが、基本的に10月は事前に配付いただいた資料等から見て、10月は移行期ではあるんですけれども、ほとんど雨季、雨量だけ見ればほとんど雨季なんですよね。その10月の風向きと雨季の8月の風向きを比較するとか、10月のほかのデータと8月のデータを比べて違いがないからというのは、同じ雨季の中の二つのデータを比較しているというふうに見えるので、ちょっとそこは理屈が合わないと思います。

風向きについても10月のほかの気象データと合っているというお話だったんですが、例えば11月、12月、本当の乾季の真っ最中は11月、12月から1月とかそのくらいの時期だと思うんですけれども、その頃の時期と合っているというのであればわかるんですが、そこがちょっと理論的に説明が少しおかしいのではないかなと。おかしいというか説得力がないかなと思っています。

現実的に調査結果に変動が見られなかったと、それは事実としてそうだと思うんですが、その二つの調査がどちらも同じ雨季の中で行われているとすれば、それは調査結果に差が見られなくても当然かもしれないということになると思うんです。ご説明にあるように、実際には雨季と乾季でも

差はないのかもしれないんですけども、ちょっと現在の説明を読んでいるだけではどうも納得できないなというのがあります。それが1点目です。

2点目は細かいことなんですけれども、この環境レビュー方針の7ページ目の1番下に「発電所の騒音による爬虫類などの小動物への影響が想定されるが」と書いてあるんですが、騒音による爬虫類への影響というのはあまり聞いたことがないかなと思って、ドラフトファイナルを見ているときにこういう表現があったかどうかあまり記憶にないんですが、ちょっとこれは根拠がどこにあるのかなというのを思いました。

それから、3点目なんですけれども、環境レビュー方針の11ページ目、先ほどお話に出てきましたIFCの規定5条件という表がありますけれども、このところ、これは日本語の問題なんですけど、「規定を参考にした5条件にも該当しないことを」確認済みということなんですけど、これは何の5条件かということにもよるんですけども、むしろ5条件に「該当することを」確認済みのほうが意味が通りやすいかなと思ったんですけど、いかがでしょうかというのが3点目です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。今3点ありました。雨季と乾季ですね。簡単に言うと雨季と雨季じゃないかという点と、爬虫類の騒音影響、3番目はちょっと表記の問題ですけども、福田さん、よろしいでしょうか。

○福田 少々お待ちください。

まず1点目なんですけど、ちょっと助言対応結果の書きぶりが誤解を与えたのかもしれませんが、10月の風向き、風速などの気象データというところで申し上げたい趣旨は、10月に取った風向き、風速等々の気象データが乾季の季節性を表しているということであって、通常の10月と同じようなデータが取れたという趣旨ではございませんので、10月であるものの乾季の季節性を表していたので、問題ないというふう考えたという趣旨になります。

2点目の供用時は発電所の騒音による爬虫類などの小動物への影響が想定されるという点につきましては、ご指摘のとおりあまり影響が想定されるということはありませんで、ファイナルレポートにも記載はしておりませんので、こちらは削除させていただければと思います。

3点目の5条件にも該当しないことを確認済みということで、それぞれの条件、一つ目が存在しないことと書かれてはありますが、確かに全てが何々しないことというわけでもございませんので、5条件に該当することを下表のとおり念のため確認済みということで修正をしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

米田委員、ちょっと1番目はいかがでしょうか。1番目の質問については、ちょっと答えがクリアではなかったような感じがしますが、いかがですか。

○米田副委員長 乾季の季節性をどこから持ってきたのかというか、何をもって乾季の季節性と言っているのかというところで、私は10月の今までのデータと一致するというお話がワーキングのときの回答表にありましたので、そういうことを意味しているのかなと思ったんですけど、別途乾季の季節性を示す既存のデータなりがあって、それに今回の10月の結果が一致していたという意味であるということであれば、とりあえずこの気象の部分については了解できるかなと思うんですけども、そういう意味でしょうか。

○原嶋委員長 福田さん、よろしいですか。今のでもう1度念のため確認させてください。

○福田 委員のご理解のとおりで、季節によって風向きの方向性が変わりますので、その乾季の季節性を捉えていたということで今の記載にしております。

○原嶋委員長 乾季の季節性を捉えた根拠は、これは既存の気象データということなんでしょうか。既存の気象データから見て乾季の特性を表していたということなんでしょうか。

○福田 はい。ご理解のとおりになります。

○原嶋委員長 米田委員、いかがでしょうか。

○米田副委員長 さっきも言いましたけれども、ワーキングのときの回答では10月の気象ステーションデータというふうに書かれていたので、そういう意味ではなくて、もう少し別の、あるいは長年の乾季、10月ではない乾季の既存のデータから見られる傾向、季節性と一致していたという意味であるということであれば、もうちょっとそのあたりがわかるように書いていただければと思います。

気象に限らず大気質、水質、大気質は気象の影響を受けるのかもしれないんですが、水質等についても季節変化がなかった、これは季節性を捉えられなかったということではなくというこの説明の仕方、論理が少しおかしいのかなというのが私の意見です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

表現、どうですかね。米田委員、いかがですか。表現としてはちょっと確かにご指摘のとおりですけれども、環境レビュー方針の5ページ目の下のところに画面を移していただけますか。5ページ目ですね。そこですね。ここに最終的なJICA側の所見が表されているわけですが、特にこの文章で問題があればご指摘をいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○米田副委員長 あまり時間をかけるのも申しわけないんですが、1番下の行の季節性を踏まえた環境の現況は把握されており、追加実施は必要ないということなんですが、これを言い切ってしまうことができないだろうというのが私の意見です。

以上です。

○原嶋委員長 福田さん、いかがですか。福田さん、何かレスポンスありますか。

○福田 もし助言対応結果の記載ぶりのほうがもう少し言葉を補足するなり、あるいはもう少し説明ぶりをわかりやすくするなりということであれば修正をしたいと思います。

2点補足ですが、気象のデータにつきましては、調査の中で追加的に既存のデータを入手したうえで乾季の季節性を捉えているという判断をしているということになります。水質につきましては、ちょっと表現ぶりは考えたいと思いますが、乾季であっても雨季であっても一定の流量が保たれているということで、そもそも汚染物質の排出自体が少ないということもありますので、結果として10月であっても問題なく調査ができているということを経験したということになります。

私のほうからは以上です。

○原嶋委員長 米田委員、いかがでしょうか。JICA側として既存のデータなどを考えると、10月の調査結果というのは乾季のものを代表できるという判断で、それに対して米田委員は若干疑問があるというご意見なんですけれども、このギャップを埋めるのはどういう形でよろしいでしょうかね。米田委員、何かコメントございましたらお願いします。

○米田副委員長 申しわけありません。あまり建設的なご提案がないんですが……。

○原嶋委員長 ちょっとこの点は置きまして、あと爬虫類の件は、これは小動物に対する影響ということで爬虫類という文言はとりあえずここでは削っておくことのほうがより適切というふうにご意見いただいてよろしいでしょうか。というより、ここの発電所の騒音による小動物への影響はあり得るんですね。爬虫類はないということなんでしょうかね。爬虫類は考えにくいということなんでしょうか。それとも騒音による小動物への影響そのものというの考えにくいということなんでしょうか。米田委員、いかがでしょうか。小動物は場合によってはあり得るような。

○米田副委員長 ちょっとこの部分も元の報告がどんなような書きぶりだったか覚えていないんですけども、とりあえず……

○原嶋委員長 全体としてカバーできるという意味では、爬虫類などは除いて小動物は少し幅広く捉えられますので、こういう形で置くということが一つ可能性としてはありますが、いかがでしょうか。

○米田副委員長 とりあえず委員長のご提案のようにしておいていただければと思います。

○原嶋委員長 ちょっと雨季と乾季の件は後ほどまた確認させていただきます。

あと、3番目のこれは表現の問題で、要は5条件に該当していないので、重要といたしますか、保護の対象ではないという判断ですので、これは書きぶりを直していただくということでご理解いただくということでよろしいでしょうか。

○米田副委員長 何の5条件かというのを明記していただければいいのかなと思うんですけども。

○原嶋委員長 下のこの確認事項の5条件ですよ。福田さん、そうですね。

○米田副委員長 そうなんですけれども……。

○原嶋委員長 福田さん、これももう少し詳しく説明すると、どういうふうになりますか。

○福田 少々お待ちください。

○米田副委員長 事業を実施しないための5条件とか、するための5条件とか、そういうところを明記すればいいと思うんですが。

○原嶋委員長 IFCの規定によって事業が実施できる場合ですよ、確か。そうですね、福田さん。

○米田副委員長 そうですね。もし元の文書のまま「該当しない」のであれば事業が実施できない5条件ということになるんですかね。

○加藤 よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 加藤さん、お願いします。

○加藤 今回の事業については、いずれにしろ保護区には該当しないという結論なんですけれども、仮に保護区に該当する場合にもこの5条件は満たされていますという念のための確認の項目ですので、そのような記載に直させていただく形でよろしいでしょうか。仮に保護区としてみなされる場合にも、保護区の中で実施される以下の5条件に合致した事業であるというような意味合いでございます。

○原嶋委員長 米田委員、いかがですか。

○米田副委員長 そのような形、そこがわかる形に変えていただければいいと思います。

○原嶋委員長 では、加藤さんをお願いします。

とりあえず今1点置きまして、木口委員、聞こえますか。お願いします。

○木口委員 13のところ、1番最後になります。社会環境、その他の1番最後の13)になります。その他のミンゲ川での家庭内消費小規模漁業についてですけれども、本文の2行目のところに生計には影響がないと書いてあるんですけれども、村長さんに丁寧にインタビューしていただいているようで、現状できる確認としてはかなり細かくやっていただいたというふうに認識いたしました。ただ、生計には影響がないと言い切っているのか、というところはちょっと疑問なんです。というのは、家庭内消費でももしこれが貧困家庭の方であれば、家庭内で消費する魚が捕れることが減ると、買わなければいけない、食費が発生するというふうなことが起きる可能性があるんで、必ずしも生計に影響しないとは言いきれないのではないかと思いますので、ここで言ってしまっているのかというのがちょっと疑問に思ったところです。

確認はかなり細かくしていただいているので、苦情処理等で何かあればフォローしていただければなと思っていたんですが、見てみると、このプロジェクトでは甚大な生計上の影響は出ないというご判断で、特段生計回復プログラムをJICAさんのほうで見るようなことにはなっていないようで、福祉等の何か紹介するというふうになっていて、もしこのような事業の影響で影響が出たということになると、そこがフォローされにくいのかなというのを懸念したところです。

具体的にどのように対応していただければいいのかなというのはちょっと悩ましいところかと思うんですが、万が一苦情が出た場合には、実施機関に対して丁寧に対応していただくように伝えていただくということがまずあるのかなと思っております。

以上、コメントです。

○原嶋委員長 福田さん、いかがでしょうか。ちょっと表現としては断定的過ぎるということで、問題が起きた場合の苦情処理を受けるということについて言及できるか、2点ですけれども、いかがでしょうか。

○福田 ありがとうございます。生計には影響ないということに記載しておりますが、おっしゃるとおり断定的ということもありまして、こちらについては削除させていただければと思います。苦情処理につきましては、苦情処理メカニズムはこの事業の中でも入る想定であります。ミャンマー政府に対して漁業につきましても苦情が出た場合には対応するように申し入れをしたいというふうに思います。

以上です。

○原嶋委員長 木口委員、いかがでしょうか。

○木口委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

鋤柄委員、聞こえますか。お願いします。

○鋤柄委員 確認が1点とコメントが1点です。

環境レビュー方針の2ページ目の事業コンポーネント、これの水パイプラインですが、最初のところです。水パイプラインの直径が300mmと書かれていますが、いただきました概要説明のほうでは(スライドの8ページ目です)、160mm程度となっていて、この違いは協力準備調査を通じて「直径を倍にする」ことになったのか、そこの経緯を教えてくださいたいと思います。というのは、そのほかの条件が変わらなければ、直径が倍になれば取水量、排水量、共に4倍になると思いますの

で、そのどちらの直径を基に取水量、排水量の環境への影響等の評価を予測されたのか、そこが不明だったものですから、そのご確認をお願いしたいと思います。

もう1点が（これはコメントです）、7ページの（3）の自然環境の伐採の部分です。「灌木等の伐採本数は不明だが、排出される木材量は800 m³」と記されていますが、これは「灌木等」ですので、低木なんだと思います。普通の森林評価の際に使う材積だとすると、この灌木林で800 m³というのはとても多いと思います。写真等を見ると、道路の脇のあまり森林の発達した場所ではないので、材積で800 m³とすると、パイプライン全線に渡って灌木林が密生している状況となってしまいます。この木材量というものが何を指しているのか、いわゆる材積なのか、それとも刈り取ったものを積み上げて枝とか葉とか、その間の間隔といいますかそれも含めた体積か（そちらだとは思いますが）、どちらなのかの確認をきちんとされたほうが良いと思います。伐採に係るコストですか払う税金と関係すると思いますので、ここの確認はしっかりされたほうが良いと思います。これはコメントです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。福田さん、今2点、300mmと800 m³、確認は取れますか。確認が取れなければ、ちょっとこれはもう1度確認したうえで表記を必要であれば直していただく必要がありますけれども、福田さん、今確認を取れるものはありますか。

○福田 1点目の水パイプラインにつきましては、委員がおっしゃった数字は調査の当初の数字でして、その後協力準備調査の中で詳細を分析したうえで最終的な今の口径がこの数字ということで、こちらは300mm×2ということになっております。

一方で、2点目の灌木の木材量800 m³という数字につきましては、ちょっと今手元では確認ができませんので、改めて確認をさせていただければと。

○原嶋委員長 お願いします。

続きまして、奥村委員、聞こえますか。

○奥村委員 奥村です。

○原嶋委員長 お願いします。

○奥村委員 5ページ目に移動してもらってもいいですか。情報公開のところ、9) ですね。こちらは承認後、EIAの公開方法を確認するとあるんですけども、方法だけじゃなくて公開期間も確認したほうがいいんじゃないかなと思いました。

ただ、JICAのガイドライン上はあまり期間は確認するとかにはなっていないので、どうなのかなとちょっと思うんですけども、やっぱり方法だけじゃなくて公開期間も確認したほうがいいんじゃないかなと。

○原嶋委員長 ありがとうございます。これは加藤さんに伺ったほうがいいんでしょうかね。加藤さんでしょうか。どなたか、審査部のほうでよろしいんでしょうかね。

○加藤 ご指摘のとおり期間を確認したいと思います。ありがとうございます。

○奥村委員 これガイドライン上は求められていないのは、やっぱりなかなか期間の設定の要求が難しいからですかね。

○原嶋委員長 加藤さん、いかがですか。

○加藤 ガイドライン上求めているのは、JICAとしてカテゴリ案件について120日間の公開を合意

文書締結前に行くというところのみでございます。

以上です。

○奥村委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 奥村委員、よろしいでしょうか。

○奥村委員 ありがとうございます。ただ、将来的には何かガイドラインの見直しとかというときには、やっぱり期間の話も重要だとは思っているので、そこは改定とかのときに検討すべき要件かなとは思っています。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、石田委員、聞こえますか。

○石田委員 聞こえています。

○原嶋委員長 お願いします。

○石田委員 合計3つあります。まず、レビュー本文の3番の助言をちょっと見せていただけないでしょうか。レビュー本文で助言3に対する文章の書き加えた場所を見せてください。

○原嶋委員長 7ページです。

○石田委員 そうですね。ありがとうございます。

そこで樹木、住民の人たちが大切にしている樹木や巨木に対してご理解をいただいているということは、やっぱりこれはとても大切なことなんですね。それに対して反映されているのは適切なことだと思うんです。一方、「伐採する場合には」という言葉を本当に使っていいのかどうかということなんですね。世銀のESFもだいたい踏み込んで、要するにミティゲーションを行う場合にはできる限り避けるというのが基本だったように思うんです。それなりにいきなり「伐採する場合には」では、やっぱり何か回答としてまずいんじゃないかなと思うんですよ。これは確か私も参加したと思うので、そのときには巨木はなるべく避けるというような記述があったように思うんです。なので、いきなり「伐採する場合には」、ちょっとやっぱり回答としては方針転換のように受け取られかねないこともあるので、ここはちょっともう1度再考していただけないでしょうか。それがお願い第1点です。

あと二つですが、レビュー本文ではなくて、今度は助言への対応表の助言の5番をちょっと見せていただけないでしょうか。漁業に生計のため、生計というか家庭内消費のための漁業のところですね。すみません、お願いします。

ご対応をありがとうございました。追加調査をしていただいたことに対してはとてもよかったと思います。それで、この部分で少しだけ気になるのは、村長さんに聞かれていますよね。確かにこれはミャンマーでしたか。ミャンマーだったら旧社会主義国なので、村長さんがいろんな情報を一手に握っていて村人のことはよく知っているというのは、それはそれでよくわかるんですが、でも、必ずしもそうじゃないケースも多々ありますので、村長だけに聞いて、その結果から影響がないと言い切れるのかどうかということはとても気になります。だから、今から追加調査できるかどうかわからないんですけども、ベターなのは村長に聞くと同時に母親、特にお母さんだと思いますね。村民のお母さんに聞いてみるとか、そこら辺の遊んでいる子供をつかまえて、「君ら、魚を捕ったりしていない」とか聞く、その程度のこと追加的にやれば1番いいんだと思うんですよ。ただ、時期が時期、調査の進んでいる時期があって今から調査できないのかもしれないけれど

ども、そこは村長だけに聞いたというのはとても気になりました。

それから、さらに5番の点について魚類の減少による影響については、水質への影響は小さいことから水域生態系への影響は小さく、従って、魚類への影響も小さいと。この文章は、これ本当なんでしょうか。3段階ぐらい因果関係というか相関関係を証明しなきゃいけない文章だと思うんですけども、何かどんどん読み進むにつれて、ちょっともう少し検証したデータとかを入れておかないと、これをそのまま書くのは少しまずいんじゃないかなというふうには思います。恐らく環境レビュー本文のほうにも同じような表現があったと思うので、ちょっとそこは再考をお願いしたいところですね。

以上二つ申し上げて、最後は先ほど米田委員がご質問されていた乾季、雨季ですけども、これについては意見になりますが、乾季における、ではその表で3番でしたか、3番か2番でしたか。上のほうで出していただけますか、乾季、雨季のところを。それです。2番ですね。普通に考えて雨がジャージャー降っているときのことをやっぱり雨季とはまだ言えないと思うんですよね。これが乾季のベースラインであり得るというご判断は、実際の調査をなされずに聞き取り等で類推しているわけなので、実際に調査で本当に実際に行われた結果と、それから、行われなくて類推した乾季像というのは単純に比較できないはずじゃないんでしょうか。ということは、回答での理由として書かれていることの理由の質に若干の課題が残るとということだと思います。

なので、もしレビューのほうに書くのであれば、調査を行う予定はないものの、既に得られている資料から類推を行ったというような記述が必要なんじゃないかなと思います。もちろん私個人としては調査を行っていただいたほうが良いというふうには考えています。

以上3点です。よろしく申し上げます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

1番目については、これは文章の直しで、左側に出ていましたので、それを反映させた形で直すということでご了解いただけるんじゃないかと思えますけれども、2点目ですね。2点目もこれは表現ですけども、福田さん、これ何かレスポンスありますか。

○福田 ありがとうございます。2点目につきましては、前回コメントいただいた際に可能な範囲で追加調査ということで、その後コロナの関係もあって、なかなか現地に調査を行ったりですとか人を複数集めた集会ということができない中で村長にヒアリングを行って確認したということでした、まだまだミャンマーはコロナの感染拡大もあって追加的な調査を行うということについて難しいという点をご理解をいただけますと幸いです。

2点目については、私のほうからは以上です。

○原嶋委員長 2点目は、今マークしているところの表現がやや少し冗長といたしますか、くどいといえますか、そういう感じなんですけれども。

○福田 わかりました。記載ぶりにつきましては、もう少し修正を考えたいと思います。

○原嶋委員長 あと、3点目は石田委員、どうぞ。

○石田委員 今の2点目なんですけれども、わかりました。これから可能な範囲というところにもう少し私は可能な範囲では、自分としてはこういうレベルを希望しているということを委員会等でも申し上げるようにします。そうでないとやっぱり意識のずれがあるので、今聞いていて不思議だったのは、村長に聞き取りできるんだったら、そこら辺で走り回っている子供とか、ちょっ

とだけ歩いて母親に聞くとかということが可能だと思うので、今後はそこも考えていただけますでしょうか。そうすると、理由説明の精度も調査の精度も確実に上がると思いますので、もう既に人をディスパッチして村に行かせているんだったら、日当も旅費も全部変わらないわけでしょう。だから、内容をもう少しだけでもちょっと精度を上げるコメントだというふうにお考えいただければ幸いです。

2番については、石田からは以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、3点目ですね。米田委員からのご指摘との兼ね合いがあって、結局は10月のデータを乾季のデータと扱うということの前提として何か既存のデータをお持ちなわけで、今、石田委員からありましたけれども、そもそも聞き取りなどで集めた既存のデータを基に乾季を判断するというほうがむしろはっきりしているような印象ですけれども、福田さん、いかがですか。

○福田 ありがとうございます。レビュー方針のほうの記載ぶりにつきまして、いただいたコメントも踏まえまして修正を考えたいと思います。

○原嶋委員長 米田委員、いかがでしょうか。要は10月のデータを乾季のデータとしてみなすということについては疑義がある。しかし、その前提として調査団としては何らかの聞き取りなどで乾季のデータを既に持っている、それで判断をしているので、そもそも既存のデータをもって乾季を捉えるという扱いのほうが実態を反映しているような印象になりますけれども、いかがでしょうか。

○米田副委員長 おっしゃるとおりだと思います。そこを明記していただければいいと思うんですね。乾季のデータについては調査結果ではなくて、集めた既存のデータに基づいて判断したと。今回は2回調査を行ったけれども、それほど大きな差はなかったというようなことと、あと、水に関しては追加の放流があるので、乾季でもそれほど水量は下がることがないので、大きな影響はないと類推と。先ほど石田委員おっしゃいましたけれども、類推というか推測されるというような書き方であればいいのかなと思います。今、環境レビュー方針の5ページに書かれているように、調査は文献調査も含むといえはそうなんです、とにかく今回現地で行った調査が乾季と雨季と2回調査をしましたという表現はちょっと無理だろうということです。ただ、文献等も使って両方の季節性は踏まえて考えていますというふうに表現される分にはいいかなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

福田さん、これは率直に実態として10月の調査というよりは、乾季については独自の判断をされているということを率直に書かれたほうがいいという印象ですが、いかがでしょうか。無理に合わせるということにちょっと無理があるという印象ですけれども、いかがでしょうか。

○福田 少々お待ちください。

○原嶋委員長 作本委員、阿部委員、木口委員、もし今に関連したことであればご発言いただきますけれども。

○作本委員 別個です。

○原嶋委員長 阿部委員、いかがですか。関連はしていますか。

○阿部委員 関連しておりません。

○原嶋委員長 木口委員、関連性があればいただきますけれども。

○木口委員 関連しております。

○原嶋委員長 では、いただきます。木口委員、どうぞ先にお願ひします。

○木口委員 ちょっとここですぐわかることかどうかわからないんですが、そもそも雨季調査を8月、乾季調査を10月に設定した理由というのは何かあるんでしょうか。というのは、通常でしたら乾季と雨季にやるものを両方とも雨季に設定して、かなり近い時期にやっぺらっしゃるということで、こういう問題が生じるのかなと思ひまして、ほかのケースではきちんと雨季と乾季で調査していることが多いと思ひますので、もし何か理由があるのであれば教えていただければと思ひました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

福田さん、ちょっと大変かもしれませんが、今のことも含めて繰り返しますけれども、10月の結果を乾季と同じという扱ひをすることに無理がありますので、恐らく調査団のほうでは何らかの形での既存のデータをお持ちですので、そのデータを基に乾季を判断するというを率直に記載するということと、あと、今、木口委員からそもそもちょっと調査設計の段階に問題があったんじゃないかという点、2点いかがでしょうか。福田さん、ちょっと大変ですか。

○福田 レビュー方針の記載ぶりにつきましては、いただいたご意見も踏まえて書きぶりの修正を考えたいと思ひます。

○原嶋委員長 あと、もともと調査の10月という設定に何かいきさつがあるかというご質問ですが、けれども。

○福田 そちらにつきましては、ちょっと今すぐに手元には確認できないですが、調査団側もいろいろとスケジュールについて調整を行った結果、このタイミングで調査を行っぺらまして、結果的に移行期に調査を行うことになったということになります。

○原嶋委員長 ありがとうございます。木口委員、とりあえずよろしいでしょうか。

○木口委員 はい。

○原嶋委員長 もともとちょっと確かに実施時期に問題があったということはお指摘として承って……

○木口委員 それ以上わかれば、メール等でお知らせいただければと思ひます。ありがとうございました。

○原嶋委員長 ちょっと今の点は置きまして、作本委員、コンパクトにご発言いただくようにお願ひします。

○作本委員 ありがとうございます。ちょっと別の点で申しわけないんですが、14ページに水パイプラインについては文化遺産の観点から人力で行うということが書かれております。もう一方、ちょっと私のほうが強調したいのは、16ページに事故対策、16ページのほうをちょっと開いていただけますでしょうか。16ページの冒頭です。事故対策に関連して労働者の安全ということについて、安全対策はうたってくれております。ただ、これまで鉱物資源の開発だとか、パイプライン等の開発事業で労働問題、人権問題が起きているんですね。いくつもの人権蹂躪問題が指摘されてきておりますので、ぜひ安全対策の中で労働者の人権配慮を指摘していただきたいと思います。安価な外国人をミャンマーに連れてきて労働に使わないというといったことを、もし可能ならば、入

れていただきたいということ。

あと、具体的には現地の労働者を最大限活用すること、工事中のところですね。工事現場での応急処置、さらに現地人でよろしいでしょうか、ミャンマー人の労働者を最大限利用することと。私がお先ほど申し上げましたとおり、外国人労働者を連れてきて、そっくり経済的な裨益を持ち帰ってもらうようなことはしてもらいたくない。そのうえで労働者向けの安全衛生研修を実施するというふうな3項目を加えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 福田さん、これはなかなかいろいろ先方のコントラクトがあると思うんですけども、そういった条件を課すというのはいかがなんでしょうか。

○福田 おっしゃるとおりこの事業は国際競争入札で入札にかけて業者が決まる予定で、その際に使用される標準入札書類というものもありまして、ですので、特定国の労働者を連れてくる等々といったスペシフィックな点についてミャンマー側に対応を求めるとするのは難しいという点はご理解をいただけますと幸いです。

○原嶋委員長 作本委員、いかがでしょうか。極めてセンシティブな問題です。

○作本委員 センシティブな問題だと思います。ただ、そうしたら何か間接的に現地の労働者をできるだけ取り入れるような、あるいは生活に配慮するよなというか、職が失わないようになるよな、何かそのあたりのことは入れる方法はないでしょうか。確かに国際入札で安い労働力を連れてくる可能性が多々あるかと思うんですけども、何か現地側に工事による経済的裨益があるよな表現というか、それは契約に違反しない限りで入れられないものでしょうか。むしろお知恵を拝借したいんですが、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 審査部の加藤さん、聞こえますか。これはなかなかセンシティブな問題なんですけれども、こういうことは可能なんでしょうか。

○加藤 環境社会配慮ガイドラインに照らして、そうした条件をつけるということは考えにくいので、今いただいたご希望にお応えするのは難しいかなと思います。

○作本委員 わかりました。そういうことでしたら了解ですけども、先ほどの労働者の生活その他をほかの形でモニタリングとか何かでもってフォローするというよな、そのあたりで了解いたしました。わかりました。

○原嶋委員長 作本委員、労働者の人権を損なうよなことになれば、それは可能だと思いますけれども、特定の国籍の人間を雇うよなとか、そういうのはいろいろな意味でセンシティブな印象ですけども。

○作本委員 今の委員長のお話のおっしゃるとおりで、国籍ということを行わない限りにおいて、もし労働者向けの人権を保護というよなことならば入れられる可能性はありますね。

○原嶋委員長 福田さん、いいですよ。

○福田 一般的な標準入札書類等々に記載している一般的な労働条件については、もちろんこの案件についても入る……

○作本委員 わかりました。ありがとうございます。そういう意味では、労働者の人権に配慮し、労働者向けの何とかと、そういうよな意味合いをもしどこかに持たせていただければありがたいと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 福田さん、ちょっとご検討ください。

○福田 はい。ありがとうございます。

○原嶋委員長 阿部委員、いかがですか。すみません。阿部委員、お願いします。

○阿部委員 阿部です。

JICAの方に伺います。レビュー方針の2ページ目のところの関連施設というところで、IPPが250m離れたところで稼働中であるという記述がございます。それで、まず質問なんです、このIPPというのは民間事業者がやっているのか、それとも電力公社が運営しているのかというのが一つの質問です。

それから、同じくお送りいただいた参考資料の10ページ目にガスパイプライン計画ということで地図があるんですけども、この地図を見たときに250m離れたところにIPPがあるというのはよくわからないんですが、ごめんなさい、多分資料がまだですね。お見せいただくことはできませんでしょうか。

全体会合資料と一緒にお送りいただいた参考資料の10ページ目です。もしもし、聞こえていますかね。

○原嶋委員長 事務局のほう、対応できますでしょうか。難しそうですか。

○阿部委員 そういうことであれば待ちます。

○福田 今、資料を対応します。

○原嶋委員長 阿部委員、もし口頭でまずご説明いただけますか。

○阿部委員 250m離れたところにIPPが稼働中ということなんです、この縮尺を見ると250mというところにあるのは、レンタルベースガスエンジン発電所（予定）というのがあるので、これを指しているのかなと思ったんですが、こちらの参考資料の図では予定となっていて、既設のガスステーションというのはだいぶ離れたところにあるんですけども、これは10ページ目ですね。ちょっと話が整合していないのかなという気がしたので念のための確認です。

最初の質問にまさに関連するんですが、もしIPPが民間ベースで運営していると、電力公社が稼働を止めるという意思決定はそもそもできないんじゃないかと思うんですが、その点を伺いたく思いました。

以上です。

○原嶋委員長 福田さん、お願いします。

○福田 今映している10ページ目のスライドでいうところの水色のレンタルベースガスエンジン発電所というのがIPPのレンタル発電でして、こちらは一つ目の質問に対する回答にもなりますが、民間が行っているものになります。

6ページ目のほうがもう少し拡大されていて見やすいかと思われませんが、この6ページ目の黄緑の三角形といいますか、135MWのレンタルベースガスエンジン発電所、こちらに回すガスがチャウセの発電所に回ってくるということになります。EPGEが止められないんじゃないかという点ですが、こちらについては短期的な契約になっていますので、チャウセの発電所、今回円借款で支援する発電所が整備される頃には、もう民間事業者との契約が終了する予定ですので、その後にガスが円借款事業のほうに回ってくるという想定になっております。

以上です。

○原嶋委員長 阿部委員、いかがでしょうか。

○阿部委員 ありがとうございます。この6ページ目で見ると、2019年建設予定となっているんですが、これはもう建設が終わって稼働していると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○原嶋委員長 福田さん、いかがですか。

○福田 既に稼働しています。

○阿部委員 そうすると、この資料は若干古いということですね。

○原嶋委員長 そうですね。スコーピングの段階の資料です。

○阿部委員 わかりました。

それで、実は今の点に関してJICAの方あるいは委員長にもすみません、私のような新参者なので提案なんですけど、多分私が委員にならせていただく前にも使われた資料が多分いろいろあって、それが出てきているものもあるので、誠に恐縮なんですけど、もし資料を配付いただくときに論文の査読のように、いついつにこういうことがありました、いついつにこういうことがありましたという日付をログとして残していただくと、これは自分が見たことある資料だなとか、これは見ていないなというのがはっきりわかるものですから、ログを残すというのは一つご提案したいんですが、ご検討いただければ幸いです。

○原嶋委員長 では、これは事務局でお願いします。今いただいているパワーポイントは2018年8月3日資料ということで1番冒頭に出てはおりますけれども、今のご指摘の点は注意するように事務局でご検討をお願いします。

内容的にはよろしいでしょうか、阿部委員。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 日比委員、聞こえますか。

○日比委員 聞こえます。

○原嶋委員長 お願いします。

○日比委員 ありがとうございます。12番の気候変動のところちょっと1点教えていただければと思いました。ここでこれも参考として示していただいているところなので、そんなに深く議論するところではないとは思いつつ、JICAさんのFITツールを使って排出削減量というのを推計していただいているんですけれども、一つにはガスタービンによるシンプルサイクルの発電方法をベースラインとすることが本当に今この時点での資料としていいんだろうかというのはちょっと気になりました。というのは、NDCとか、あとはミャンマーのマスタープランのほうを見ても結構再エネに電力供給の全体としてはかなりウエイトを置いている中で、かなり限られた部分をガス火力で供給しようとしているのかなという中で、このベースラインの取り方でこの事業が排出削減に貢献するんですというところで本当にいいのかどうか。特にマスタープランの再エネに重点というところは多分2015年、つまりパリ協定が結ばれたときに出ているものなので、それから5年経っている現時点でシンプルサイクルのガス火力をベースラインとして推計したものを上げておくというのが果たして適切なのかというのはちょっと疑問に思いました。

以上です。

○原嶋委員長 福田さん、レスポンスございますか。

○福田 こちらにつきましては、既存のIPPの発電所がシンプルサイクル発電方式ということもあ

りまして、ということでベースラインエミッションでこちらを採用しております。

以上になります。

○日比委員 ありがとうございます。ただ、既存のIPPをベースラインとしているというのがパリ協定以後の今の国際状況の中で、本当に持つのかなというのはちょっと疑問ではございます。逆に同国がこれからNDCを達成していこうといううえで、このベースラインの立て方はあまりプラスに働かないじゃないかと思うんですよね。私はミャンマーのエネルギー事業に詳しくはないのですが、むしろ再エネに力を入れようとしている方針を出している中で、少し古いと見受けられ得るベースラインを採用して、これだけ排出削減に貢献しているんですという数字を出していくのは、NDCの達成に向けてあまり前向きな貢献にならないという気はいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。今ちょうど過渡期になりますので、その点はどう考慮したらいいでしょうかね、日比委員。ちょうど過渡期ですよ。おっしゃる意味はわかって、ステージがはっきり変わった段階で始まった調査であれば、ご指摘のこともあれですけども。ちょうど過渡期なので、そういう場合にどう対処するかというのはなかなか難しい面があると思うんですけども、逆にどうすればいいのかというところですね。

○日比委員 確かにおっしゃるとおりで、そういう意味では私はガイドラインの見直しの包括的な議論のときにも一応発言はさせていただいたんですけども、やっぱりFITツール自体を見直していかないといけない。ただ、これをこの事業のこの時点に関してということでは、ちょっとなかなかどうこうできるということではないんですけども、ただ、このベースラインの設定で1番手っ取り早くできることというのは、こういう外に出ていく資料において、参考でこういう排出削減量の推計というのを出されるのであれば、例えばここに追加してベースラインはこういうシナリオを使っていますけれども、これはこうこういつ時点の、先ほどでしたらIPPを前提にしていますというもう少し詳しくベースラインの状況をお示しになるとか、あまり小手先の対応で本質的にはあまり変わらないんですけども、そういう形でちょっともう少し詳しくご説明しておいていただいたことのほうがよろしいのかなというふうに思います。

これだけ見れば、どんどんこれをもっとやればいいじゃないかという見方もできるわけです。でも、もう既にNDCの中ではかなり再エネに軸足を置いているので、そういう意味でもちょっと現実の政策とも合わないかなというふうに思いますので、最低限ベースラインのシナリオについてのもう少し補足説明を、そんなにたくさんでないと思います。数行かなとは思いますが、加えていただくというのが1番手間がかからず最低限のご対応かなと。それだけでも今後の政策を見ていくうえでは重要な情報になるかと思しますので、以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。福田さん、今の点、もう少し評価段階の情報、前提条件を明記するということがいかがでしょうか。

○福田 わかりました。そのように対応したいと思います。よろしく申し上げます。

○原嶋委員長 日比委員、よろしいでしょうか。

○日比委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 今ご指摘の点は、今後についてはまさにそのとおりということで、ちょっと今過渡期でなかなか難しい点があるということをご了解いただきたいというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。今の点でいくつかレビュー方針についてコメントをいただいて、

文章上直していただいたほうがいい点もあろうかと思えますけれども、とりわけ雨季と乾季の点については10月のデータを乾季と同じというふうに断定するような記載はやめていただいて、そもそも乾季については聞き取りなどを含めた既存のデータで判断するという率直なところを書いていただくということですね。そこがありまして、あと細かな点でいくつかございました。

福田さん、今のいくつかいただいた点は少しまとめていただいて、ご修正いただくということでもよろしいでしょうか。

○福田 対応いたします。

○原嶋委員長 それでは、いろいろご意見を頂戴して少し時間も延びてしまいましたけれども、コメントやご質問、最後にございましたら頂戴したいと思います。本件は環境レビュー方針ということですので、ここでご指摘いただいたものをまた反映させていただくということになるかと思えます。ご質問あるいはコメントございましたら頂戴いたしますけれども、いかがでございましょうか。

米田委員、石田委員、そういうことで先ほど雨季と乾季のデータの取り扱いについては表現を直していただくということで一応ご了解いただいてよろしいでしょうか。

○米田副委員長 それで結構です。よろしくお願いします。

○石田委員 異存ありません。

○原嶋委員長 あと、労働者への人権の問題ですね。あと、ミンゲ川の家庭用漁業の問題の点ですね。その点についていくつか修正のご助言をいただいておりますので、福田さんのほうで直していただくということでお願いします。

○作本委員 はい。

○原嶋委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 失礼します。JICAの方に伺います。先ほどIPPの件、ちょっとすみません、しつこいので恐縮なんですけど、気になっているんですけど、民間が通常IPPで入る場合にはそれなりの収益を期待して参入してくると思いますので、2年とか3年の短期間で止めるという契約にそもそもなっているのかというのが若干疑問なんです。もし同時に発電を行うということであれば、要するに累積的な影響ということが当然生じ得ると思いますし、その点を助言委員会の方々も指摘されていると思うんですけど、例えばIPPが実施しているというか運営している企業と電力公社の間の契約内容などは確認されたのでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 福田さん、お願いします。

○福田 期間については19年から2024年までの5年間で契約をされていまして、ミャンマーにおいては結構レンタル発電の導入が進んでおりまして、短期的に若干発電コストが高くなるんですけど、ただ、電力供給が非常にミャンマーは不十分であるということでいくつかの例がありますので、2024年になって、そのIPPの発電が止まらずにチャウセのほうにガスが回ってこないということはないかな想定しがたいというふうに思いますし、ミャンマー政府ともそのような前提で話をしているところですよ。

以上になります。

○原嶋委員長 阿部委員、いかがでございましょうか。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、これまで多くの方にご意見をいただきましたけれども、島委員、田辺委員、松本委員、山崎委員、まだご発言いただいておりますけれども、もしありましたら頂戴いたしますけれども、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

松本委員、お願いします。

○松本委員 参加をしていますので、一言申し上げたいというか、これに直接うまく絡めにくいので発言はちょっと控えたんですが、例えばのことなんですけれども、こういういろいろと議論のあったガスパイプラインのガスを使うというときに、恐らく事業を実施するためには安定供給を第1に考えると思うんですけれども、一方で安定供給というのは、すなわちガスパイプラインに対して様々な抗議行動をする人たちは、安定供給の邪魔というふうに見られると思うんですよね。

従って、このガス供給に関するコントラクトを結ぶときにJICAとしてちょっと注意していただきたいのは、安定供給ばかりに目が行って、そのガスパイプラインが引き起こしている様々な問題に対して声を上げている人たちに対してどんな対応がされているのか、つまりそれを抑え込めば安定供給できるわけですから、そのあたりについてはガイドラインでどうそれを読み込むかというのは、若干私もアイデアがなかったので発言はしませんでした、基本的にちょっと気にしているところでもあります。なので、ここの部分ですよね。この部分のステークホルダー協議のときは見たんですけれども、そこについては引き続き運用の段階で目を配ってほしいところでもあります。

以上です。

○原嶋委員長 松本委員、今のはコメントとして頂戴する形でよろしいでしょうか。

○松本委員 はい。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、おおむねご意見が出たと思いますけれども、何か福田さん、全体をまとめてレスポンスありましたら一言頂戴しますけれども。

○福田 特にございませぬ。最後のガスパイプラインの点につきましては、実施段階でよく安全管理の段階でも注意をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ちょっといくつか修正をする必要があろうかと思っておりますので、福田さんのほうでしっかりお願い申し上げます。

○福田 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、ほかよろしいでしょうか。もしご発言ございましたらサインを送ってください。

それでは、一応ちょっと長引いて大変恐縮でございますけれども、環境レビュー方針の報告ということで本件についてはここで締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、今後の会合のスケジュール確認、事務局、お願いします。

○加藤 ありがとうございます。

今後の会合スケジュール確認ですけれども、次回の全体会合、第120回は年が明けまして1月8日の金曜日、14時、2時からということでオンラインでの開催を予定しております。よろしく願いいたします。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、何かご質問やコメントございましたら承りますけれども、これまでご発言を頂戴していないのは、島委員、田辺委員、山崎委員を含めて何かご発言ございましたらサインを送ってください。

よろしいでしょうか。

それでは、冒頭の日程確認についてはまた何か修正ありましたら事務局にお願いします。

本日は大変長引いてしまって申しわけございませんでした。事務局、ほかにございませんか。

○加藤 大丈夫です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、これをもちまして第119回の全体会合を終了します。

今年の全体会合はこれが最後になりますので、ちょっと早いですが、良いお年をお迎えください。

本日はどうもありがとうございました。

16:32 閉会